

2024 年 11 月 1 日

お 客 さ ま 各 位

大阪厚生信用金庫

各種預金規定改定のお知らせ

下記の規定について、2025 年 1 月 6 日（月）より改定を予定しておりますので、予めご了承くださいますよう、お願い致します。

記

1.改定の対象となる預金規定等

普通預金規定	こうせい定期性総合口座取引規定
当座勘定規定	定期預金等規定集
貯蓄預金規定	定期積金規定
納税準備預金規定	通知預金規定

2.改定内容

改定内容は以下の通りです。

※改定後の規定は 2025 年 1 月 6 日（月）以降、当庫ホームページにてご確認ください。

（例：普通預金規定）

新	旧
9.（届出事項の変更、通帳の再発行等） （1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 （2）前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更前に生じた損害については、当金庫の過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。 （3）この通帳または印章を失った場合の預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （4） <u>通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合、または印章の喪失により改印する場合</u> には、当金庫所定の手数料をいただきます。	9.（届出事項の変更、通帳の再発行） （1）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。 （2）前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更前に生じた損害については、当金庫の過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。 （3）この通帳または印章を失った場合の預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （4） <u>通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合</u> には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上

ご不明点がございましたら、店舗窓口または担当者までお問合せください